

令和6年度三重県一般会計補正予算（第1号）

令和6年度三重県一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,955,691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ808,042,391千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		83,324,784 千円	1,132 千円	83,325,916 千円
	2 国庫補助金	34,091,063	1,132	34,092,195
12 繰入金		39,051,208	117,222	39,168,430
	2 基金繰入金	38,947,422	117,222	39,064,644
13 繰越金		-	2,826,337	2,826,337
	1 繰越金	-	2,826,337	2,826,337
15 県債		76,934,000	11,000	76,945,000
	1 県債	76,934,000	11,000	76,945,000
歳入合計		805,086,700	2,955,691	808,042,391

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		43,742,159 千円	2,864,901 千円	46,607,060 千円
	1 総 務 管 理 費	14,416,939	2,826,337	17,243,276
	2 企 画 費	851,191	2,437	853,628
	8 防 災 費	3,805,490	36,127	3,841,617
3 民 生 費		124,535,720	2,152	124,537,872
	4 災 害 救 助 費	42,599	2,152	44,751
7 商 工 費		12,456,924	18,318	12,475,242
	1 商 工 業 費	12,456,924	18,318	12,475,242
8 土 木 費		85,740,687	43,887	85,784,574
	5 都 市 計 画 費	6,863,199	6,930	6,870,129
	6 住 宅 費	1,136,123	36,957	1,173,080
9 警 察 費		45,545,074	26,433	45,571,507
	2 警 察 活 動 費	4,916,945	26,433	4,943,378

歲 出 合 計	805,086,700	2,955,691	808,042,391
---------	-------------	-----------	-------------

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
災害対応用トイレカーの購入に係る契約	令和7年度～令和8年度	9,023 千円

第3表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 対 策 管 理 費	千円 5,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む)。 発行価格が額面金額を 下回るときは、その発 行価格差減額をうめる ために必要な金額を各 起債限度額に加算した 金額を、それぞれの起 債限度額とすることが できる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場 合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財 政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借り換えることができるものとする。
計	5,000			

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 園 費	千円 316,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む)。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。	千円 322,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む)。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
計	76,934,000				76,940,000			